

消費者行政推進会議取りまとめ

～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～

(抜粋)

平成 20 年 6 月 13 日

消費者行政推進会議

消費者行政推進会議 名簿

(敬称略, 50音順)

座長	佐々木 毅	学習院大学法学部教授
	川戸 恵子	ジャーナリスト
	阪田 雅裕	弁護士 (前 内閣法制局長官)
	佐野 真理子	主婦連合会事務局長
	島田 晴雄	千葉商科大学学長
	中村 邦夫	松下電器産業株式会社代表取締役会長
	中山 弘子	新宿区長
	林 文子	日産自動車株式会社 執行役員
	原 早苗	金融オンブズネット代表
	松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
	吉岡 和弘	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長、弁護士

以上11名

(平成20年6月13日現在)

5. 消費者庁の体制の在り方

(1) 内部組織の在り方

消費者庁には、消費者行政の企画を担当する部門、消費者行政の執行を担当する部門、情報の収集、調査、発信を担当する部門が必要と考えられる（別紙12参照）。

企画部門は、各省庁の消費者政策の総合調整（食品安全を含む）、すき間事案への対応や横断的な規制体系の整備のための新法、消費者被害の救済のための新法、民事ルールを扱う法律、消費者基本法に基づく基本計画等の企画立案を行うとともに、各省庁の法執行への勧告等を担う。

執行部門は、「表示」、「取引」、「安全」の各分野における個別作用法に係る調査・から執行までを一元的に担うとともに、物価政策、市民活動の促進を担当する。

また、緊急時の司令塔機能、8条機関（審議会等）（後記参照）の事務局機能及び消費生活センター等から寄せられる情報の集約、分析と情報発信、国際的な連携や消費者教育・啓発に係る支援、国民生活センターの監督等の機能を担う部門を構築する必要がある。

(2) 消費者政策委員会（仮称）の設置

「消費者庁の運営に消費者の意見が直接届くような仕組み」として、有識者からなる8条機関（審議会等）である消費者政策委員会（仮称）（以下単に「消費者政策委員会」という）を設置する。同委員会は、消費者政策の企画立案（基本計画や新法等）や消費者庁を含めた関係省庁の政策の評価・監視に関するものとともに、消費者庁が行う行政処分等のうち重要なものに関して、諮問への答申、意見具申を行う。このため、消費者政策委員会の下に専門調査会等の下部機関を置く。特に、行政処分等を担当する下部機関は常時、機動的に対応できる体制が求められる。また、消費者と直接接点を持つ地方自治体の意見を政策に反映する仕組みを構築し、消費者の意見を政策に活かすことが重要である。

この消費者政策委員会の事務局は消費者庁が担当する。消費者庁は、収集した情報、分析結果等を迅速に報告すること等により、消費者政策委員会をサポートする。

6. 消費者庁創設に向けたスケジュール ～来年度から消費者庁を発足～

来年度から消費者庁を発足させることとし、早急に必要な法律案、予算、機構・定員の要求等の準備を進める。また、消費者庁の円滑な発足のため、所要の体制整備を行い、内閣府において消費者庁の司令塔機能を先行実施するとともに、一元的窓口の構築に向けた取組を行うなど、今年度中に前倒しして実施できることは、早急に着手すべきである。

今後の作業を円滑に進めるため、本取りまとめの内容を基本として、直ちに、政府の「基本計画」として閣議決定を行うべきである。その上で、基本計画に沿って、設置法、消費生活センターの法的位置づけ等を規定する新法、各個別作用法の改正法等の関連法案を早期に国会に提出する必要がある。

なお、本取りまとめ内容の実施状況を監視し、必要な場合、提言等を行うため、今後とも、本消費者行政推進会議を必要に応じ開催することが必要であるとする。

以上

個別作用法の所管の内容の概要

「表示」に関する法律

景品表示法 ⇒ 消費者庁へ移管

JAS法 ⇒ 表示基準の企画立案、執行を消費者庁へ移管

- * 表示基準策定・改正に当たり、農林水産省にあらかじめ協議・同意。
- * 農林水産省は、案を備えて表示基準の策定・改正を要請可。
- * 法執行の一部につき、農林水産大臣に委任

食品衛生法 ⇒ 表示基準の企画立案、執行を消費者庁へ移管

- * 表示基準策定・改正に当たり、厚生労働省にあらかじめ協議。
- * 厚生労働省は、表示基準の策定改正を要請可。

健康増進法 ⇒ 表示基準の企画立案、執行を消費者庁へ移管

- * 表示基準策定・改正に当たり、厚生労働省に協議。

家庭用品品質表示法 ⇒ 表示の標準の企画立案、執行を消費者庁へ移管

- * 表示の標準策定に当たり、経済産業省にあらかじめ協議。
- * 経済産業省は、案を備えて表示の標準の策定・改正を要請可。
- * 法の執行の一部につき、経済産業省に委任

住宅品質確保法 ⇒ 表示等の企画立案、表示基準の策定は共管。執行は国土交通省が行うが、消費者庁が勧告。

(注) 住宅性能表示は任意制度であるなど他の表示と異なる点がある。

【農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律】

品質表示基準の企画立案、執行は、消費者庁に移管する。

消費者庁は、品質表示基準の策定・改正に当たっては、農林水産省にあらかじめ協議し、同意を得ることとする。

また、農林水産省は、消費者庁に対し、案をそなえて、品質表示基準の策定・改正の要請を行うことができる。

消費者庁は、報告徴収・立入検査、指示及び措置命令を担当する。その上で、消費者庁は、農林水産大臣に権限の一部（報告徴収・立入検査、指示）を委任する（包括委任）。

農林水産省は、報告徴収・立入検査、指示を行うとともに、指示の内容を消費者庁に報告する。

消費者庁は、自ら報告徴収・立入検査及び指示を行う、又は、個別に方針を定めた上で、これらの事務を農林水産大臣に委任できる（個別委任）。

農林水産省は、消費者庁に対し、措置命令を要請できる。

【食品衛生法】

表示基準の企画立案、執行は、消費者庁に移管する。

消費者庁は、表示基準の策定・改正に当たっては、厚生労働省にあらかじめ協議する。

また、厚生労働省は、消費者庁に対し、表示基準の策定・改正の要請を行うことができる。

消費者庁は、表示基準に合わない食品等の販売等の禁止及び虚偽又は誇大な表示及び広告の禁止に関する廃棄命令、危害除去命令などの処分を担当する。

なお、これら処分に係る都道府県知事等の権限は現行どおりとする。

厚生労働省は、食品等の規格基準（安全基準）等の策定・改正に当たっては、消費者庁に協議する。

消費者庁(仮称)の組織のイメージ

(別紙12)

